『私新抄』 (真蹟) に関する覚書

平 島 盛 龍

はじめに

今般、大本山本能寺様のご厚意により、同寺に格護されている真蹟「私新抄」(以下本抄)をはじめとする御

聖教類につき、次の如く原本の調査を行った。 一、調査目時「令和四年七月七日(木曜日)、午前八時~午後五時

二、場 所 大本山本能寺大宝殿書院

三、本山側立合。佐藤泰慎執事長、藤井禎圓執事等(随時交代)

調査員 (同仏教学部主任)、三浦和浩 (同所員)、小西顕龍 (同所員・撮影担当)、大平寛龍 (同所員)、米澤立晋 株橋祐史(法華宗教学研究所所長)、平島盛龍(同副所長)、和田晃尚(同文化部主任)、株橋隆真

ΉĻ 調査対象

(同研究員)、松井孝翔 (同研究生候補・撮影担当)

①『私新抄』(真蹟)

桂林学叢 第三十三号 令和五年

- ②『他宝抄』(真蹟)
- ③ 「四筒口決」(真蹟)
- ① 「玄義難字抄」(真蹟)
- ⑥ 「強仁上人御返事 (写)」(真蹟)

⑤ 『文句要文』上・下(真蹟)

六、作業内容

⑦【御聖教目録】(日仁、当時各役者筆)

①写真撮影

②麦丁、肖长文子(見せ背ら)、(

③状態の確認 ②装丁、消去文字 (見せ消ち)、紙背文書等の確認

①その他

とに本抄の書誌および成立の事情に関しては大平宏龍「『私新抄』新考」に詳細な考察と卓抜な新知見が述べら くつかの事実と、そこから考えられたことの一端を報告するものである。 れている。本稿は、それらの先行研究とこのたびの調査をふまえて、『私新抄』(真蹟)に関し新たに知り得たい **諦秀「日隆聖人教学の序説」や大平宏龍「本能寺格護の御聖教類について」等に詳細な報告がなされている。こ** このたび調査対象となった御聖教類の書誌的事情についてはすでに『本能寺文書・仕宝等目録』をはじめ株橋

一、本抄の修復について

さて、本抄の書誌について、『本能寺文書・仕宝等目録』によれば、

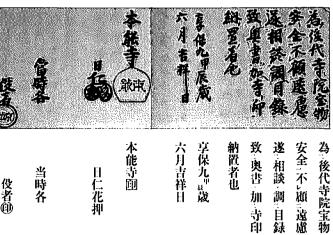
日隆自稿本「私新抄」一四冊

法量二九·六×二二·九四

差異が確認された。また、これまでに報告されていなかった興味深い事柄として、いくつかの帖で、目次が書か このたびの調査では十四冊すべての法量を計測したところ、特記するほどではないものの、各帖において若干の 当初検討されていたとされる「見聞新抄」との関連が考えられるが、これについては後考を俟ちたい れた料紙の右端中程にやや小さな文字で「見」の文字の書込が確認された。あるいはこれは、本抄の書名として とある。すなわち本抄の装丁は冊子本であり、第六帖が上下二冊に分冊されているため全十四冊となっている。

等目録』にも関連事項の記載は見られない。なお、各帖の表紙には「本能寺仕宝」のラベルが貼られており、 なされたものであるのかを伝える識語や箱書き等はどこにも確認されない。これについては『本能寺文書・什宝 記したもの、ようであり、修復はそれ以前ということになる。 をばらして料紙を裏打ちし、天地を残して製本し直している様子が見てとれる。しかしながら、その修復がいつ 「昭和15年8月30日」の日付が見えるが、これは当時の恵昇院住職桃井観城師によってなされた宝物調査の日を そこで本稿が特に留意したい点は、現存の真蹟には修復の跡が確認されることである。すなわち、もとの冊子

七四九)が享保九年(一七二四)に書き残した『御聖教目録』(以下『目録』)である。 かくして、修復の時期に関して管見に係る唯一の手懸りは、次にあげる本能寺第四十世日仁師(一六七五~一



本能寺頭 享保九三成 六月吉祥日

当時各

役者(1)

日仁花押

右の内容は御聖教修復に直接言及するものではないが、本能寺格護の御聖教類には宝物安全の為に「奥書を致

し寺印を加え」たとある。そこで本抄の各帖末尾を見ると、

仁師も、御聖教の傷みを憂慮し寺宝を後世に伝えるべく修復を行ったと考えることに無理はなかろう。しかしな そもそも日録を作るという行為自体が御聖教類に対する関心の高さを物語っているのであり、日顕師と同様に日 高いということになろう。葢し、本興寺第二十八世日顕師(一六三二~一六九一)の場合がそうであったように、『2 奥書に使用されている紙と裏打ちなどに使用されている紙が同じ紙質のように見うけられることである。この点、 厳密には専門家による調査が必要であるが、もしその見立てに間違いがないとするならば、今回調査対象となっ 同筆で奥書に「本能寺常住」とあり寺印が押されている。しかもこれらの御聖教類を精察して注意されることは、 人物の筆であることは一日瞭然である。ちなみに、他の御聖教類にも本抄と同様の体裁で修復が施されており、 とあって、たしかに本文とは別の料紙に「本能寺常住」いう奥書と栗の形をした本能寺の印が確認される。 た本抄をはじめとする御聖教類の修復は、『目録』が作られた享保九年頃に、日仁師によってなされた可能性が したいのは、『目録』と本抄の奥書に見える「本能寺」の文字が極めて似た筆跡となっていることであり、同一 日類師の場合とは違い、『両山歴譜』に日仁師による御聖教修復の記録は確認されない。これについては、「『思知の場合とは違い、『両山歴譜』に日仁師による御聖教修復の記録は確認されない。 これについては、

されて以降、皮肉にも本抄が門外不出の寺宝であったことから人目に触れる機会も少なく、正しく製本し直され 確認されたからである。その状況が当初からのものでないことは後述の如く、両山第十二世日承師(一五〇一~ 一五七九)の写本(以下、承師本)と対照することで明らかとなる。おそらくは、ある時期に真蹟原本の補修がな ところで、なぜ本稿がその修復時期に拘るのかというと、実はこのたびの調査によって現存の真蹟には錯簡が

『私新抄』(真蹟)に関する覚書(平鳥盛龍)

修復事業の規模の違いに拠るものとも考えられよう。

ないまま今日に至ったものと推察される。本稿はそうした錯簡のありさまを中心に報告するものであるが、 に先立ち、判明の決め手となった承師本について少しく言及しておかねばならない。

二、承師本について

さて、承師本の第十三帖末尾には次の如く、他筆で承師本の由来が識されてる。

再三御申候^-"寺僧承引無之故依之承師御筆。而御判形被遊此私新抄一部徒承師開山真筆替。御越被成本與寺 成跡"残"至"今京"有之共後本能寺日承御代"寺僧衆、承師御申候者是、本興寺宝物"而有之尼崎、返弁可有之旨 此私新抄本则寺什物也開基上人御真筆,私新抄,本能寺。有之事先代両寺貫首一人。,各年持之時節京、御持参被

什物:**納**置也

によると、承師は天文十三年(一五四四)に本抄の真蹟を転写したことが知られる。 なったので承師みずから本抄を転写し判形を加えて本興寺に納めたということである。すなわち次にあげる奥書 これによると、もともと本抄は本興寺の宝物であったが、承師の貫首就任以前に本能寺へ移され、そのままと

此抄以隆師御草案御直筆奉転写之

併有法命相続志而已

日承花押

天文十三年極月十六日

両山の貫首という承師の立場や奥書の内容からして、真蹟原本そのものを拝写されたことに相違なく、その意味

で承師本は本抄の原形を今に伝える希覯本の一つといえよう。

「ミタ」、「薩埵」を「サタ」、「弥勒」を漢数字で「三六」と書くなど簡便な表記を多用されるのであるが、承師 はこうしたところも原本に忠実に転写している。この点、真蹟と対照して多くの誤りが確認される『日蓮宗宗学 しているのである 料紙に漢字の「磯土」とカタカナをまじえて「ヱ土」と書く両様の表記がある場合、承師はこれをも正確に転写 全書』(以下、「宗全」本)では、これらがすべて漢字表記となっている。さらに細かく見れば、たとえば一枚の その内容はきわめて正確に真蹟を転写するものであり、例えば隆師の特徴的な表記の仕方として、「弥陀」を

正確に伝えているのに対し、『宗全』本にはこうした書き込みが見られない。 であることやそれが『大田抄』(『曽谷入道殿許御書』)の意趣であることなど、承師本ではこれらの重要な情報を また次の事例に明らかなように、一仏二名義に関する言及において、強調の線を引いた上で、この法義が口伝

・真蹟(第一帖第八紙)

此為娑婆世界、衆生)教主釈尊、主師親三徳有縁、本仏也一切衆生成下種・時、地涌菩薩、顕成得脱・時、釈尊、一般詩、「藍詩」「藍詩」「藍詩」「藍寶」

亦

水師本

此為娑婆世界,衆生,教主釈尊、主師親三徳有縁,本仏也一切衆生成下種・時、地涌菩薩"頭成得脱,時、釈尊、皇詩、善愍。

· 【宗全】本 (六頁)

此、為言、娑婆世界、衆生、教主釈尊、主師親三徳有縁之本仏也、一切衆生成言下種。時ハ地涌ノ菩薩ト顕レ、成言。

得脱『時ハ釈尊ト示シ玉へり、

ていない。 が、承師本はその様子を正確に写し取っている。他方、『宗全』本はその本文だけを引いており御書名は記され **背いた横にやや小さな文字で「釈尊三徳抄」と注記が見られる。即ち定本番号三の『主師親御書』のことである** さらには次の事例のように、真蹟の第一帖第六紙には御書を引用しているのであるが、そこには「高祖云」と

· 真蹟(第一兩第六種

高祖云釈迦仏我等。為『《主也親也師也一人》《救護4説847] \$6.58

・ 承師本

高祖云釈迦仏我等。為『《主也親也師也一人》。救護"説祭?』と『語

· [宗全] 本 (四頁)

高祖云、釈迦仏ハ我等カ為ニハ主也親也師也一人シテ救護スト説玉へり

確認されているということであり、あるいは追加分の中に含まれているかもしれない。(翌) である。もっとも、御聖教への引用御書数が当初一一二書であったものがその後の調査により現在では一二二書 聖教所引御書索引」によるところ、「主師親御書」の引用は本抄をはじめ他の御聖教にも確認されていないよう 真蹟原本の注記がその通り書かれているところも多々確認されるからである。ちなみに、大平宏龍「日隆聖人御 おそらくこれは、底本とした複数の写本に御書名の注記がなかったことが原因と考えられる。『宗全』本には、

の精度の違いは、本抄の全体に亘って確認することができる。そして、こうした精度の高い承師本と対照すると いずれにしても、右にあげた事例はほんの一部を紹介したにすぎず、承師本と『宗全』本が底本とした写本と

本抄に見る脱文と錯簡

在があり、管見では全部で五箇所を数える。例えば、第二帖第二十七紙に「五重玄義」を論じているが、そこで(ミł ろにさまざまな形で確認することができる。その中の一つに、文章が途中で抜け落ちているところ即ち脱文の存 はすでに承師が指摘し、また大平宏龍先生がかつて問題視されたところであるが、その様子は原本のいたるとこ さて、先に挙げた承師本の奥書からうかがえるように、そもそも本抄の真蹟原本が清書以前の草案であること

前四、所判教、能判也能判三重有之,初根性融不融,以教相、論。爾前法花名体宗用,爾前不融名体等、八教所摂今 経円融名体等。超八醍醐名体等也第二化道始終。以,(筆者注、以下脱文)

ΙÌ

まま以下が脱文となっている。 の事例も同様、第二帖第二十八紙に「横竪教相事」を論じているが、その末尾が「体宗用」」を見せ消ちとした とある如くその末尾が脱文となっており、本来あるべき第二・第三教相に関する言及が抜け落ちている。また次

也サテ名、惣**、体宗用、(筆者注、以下脱文) 体。常住『氵真実也体。者三世。替"実相、同者也宗用、師弟能所"、三世転反》,替"如此,五重玄,相,可得意。者

注記している。つまりこれは、当該の箇所が推敲の途中であったことを示しているのであり、本抄が草稿の段階 これらの脱文については承師本も正確にその様子を写しており、また『宗全』本も各頭注に「原本有脱文」と《**

「私新抄」(真蹟)に関する覚書(平鳥盛龍)

にあったことを裏付ける証左の一つとみることができよう。

このように本抄にはいくつかの脱文が存在するのであるが、これを踏まえるとき、次の状況が注意される。 本門開頭`意´時十界依正当体久遠'``*悪人女人二乗闡提"悉無作三身`成道`唱´此時十界皆(筆者注、以下脱文

か

所については『宗全』本にも承師本と同様の文章が書かれているのである。 えたのであるがしかし、承師本の当該箇所を見ると次の如く、脱文は見られず文章が完結している。またこの箇 これは、真蹟の第十一帖最末尾のありさまである。一見し、当初は前述の事例と同様これも草案故の脱文かと考

:

生,願"成就"。也化一切衆生皆令人仏道是也 本門開顕、時十界依正当体久遠。。。悪人女人二乗闡提、悉無作三身、成道。唱《此時十界特成。顕諸仏菩薩、度衆

「宗全」本(三四五頁)

菩薩度衆生、願モ成就スル也、化一切衆生皆令入仏道是也言 本門開頭、時十界依正、当体久遠ニシテ悪人女人二乗闡提モ悉無作三身ノ成道ヲ唱へ此時十界特成モ顕レ諸仏

ところに綴じられてしまった。このどちらかであろう。前者の脱簡については現存の真蹟からは確認の仕様がな 誤って続きの一葉が抜け落ちてしまった。二つ目の可能性は、同様の経緯で原本が修復されたときに誤って違う えられることはおよそ次の二つであろう。即ち一つは、写本が作られて以降に真蹟原本が補修され、製本の際に かように解釈すれば良いのか。この場合、真蹟原本の方になんらかの問題が存する可能性が高い訳でその際、考 真蹟原本にはない同様の文章が成立年等の事情を異にする複数の写本に確認されるというこの事象をい 「私新抄」(真蹟)に関する覚書(平島盛龍)

南無妙法蓮花経是也繁裝

認がなされないまま違うところに製本されてしまったということである。 にこの一行だけが書かれた状態である。つまり、補修の際、裏打ちをした各紙を一冊に綴じる段階で、十分な確 ところ、本来第十一帖の末尾に続くべき「成"顕諸仏菩薩"度衆生"願"成就""也化一切衆生皆令入仏道是也」の部 分が、第十二帖の末尾に確認されたのである。無論これは他の文章に続けて書かれたものではなく、一枚の料紙 いが、後者の錯簡に関しては全体を見ることで当否の確認が可能である。そこであらためて真蹟全体を調査した

ころである。なお、左記資料の実線は真蹟原本で別紙となる場合を示し、表裏の違いは破線で示した。また、文 字の大きさの違いは原本の大凡の様子を表している。 つて大平宏龍先生が「この状況については直ちに原本が再調査できない故に、将来を期したい」と注記されたと こうした錯簡は、実は別のところにも二箇所確認される。その一つは次に挙げる第五帖の冒頭部分であり、

本門三ケ大事

二事行妙法遊花経

一本門本尊 二本門戒壇

口伝云本門本尊者本門寿景品南無妙法運花経是也本門成壇者宝塔品已

下處空会者本地久遠,国土妙。顕,是成壇也此砌。,《久遠釈尊多宝大日ミタ

(中略)

本地久成,教主釈尊口唱,事行南無妙経,在世滅後,一切衆生"顕露"勧"是事行本地久成,教主釈尊口唱,事行南無妙経,在世滅後,一切衆生"顕露"勧"是事行

(同 ウ)

(第一紙ヲ)

十界当体本尊**事

口伝云本門本尊者南無妙経妙法*者五重玄々々々者摂万法 三世十方仏菩薩一切衆生依正万法」」 依正,万法雖広,不過十界三千,依正言如此,万法惣名,首題。門備。;十界悉本地,本尊

(中略)

妙法、首題「本尊・ジ本■自受法案シチベッ十界依正■等首楞厳定/■■■■妙法連妙法・

☆『ペペパパ』■■■之善悪凡聖菩薩仏一切不出法性正指実相以為経、本尊体内。》・■□■之善悪凡聖菩薩仏一切不出法性正指実相以為

正体"判*此意**^*■■本尊爾前迹門"不説之:■然"廃迹

於本尊具能開所開事

本尊具十界 - 五重玄題目事

於本尊具本迹事

三ケ大事

十界当体本尊事

円宗本尊一体三法事 約三世 論本尊 事 付本尊分別待絶 事

開迹顕本時本尊行者一体事 本尊利生亘三世,耶 於本尊論能開所開,耶 正像末本尊実体各別"有之,耶

見聞 新抄五 不動愛染梵字事

本尊事

(第二紙ヲ)

(何 ウ)

(第三紙ヲ)

本尊、爾前迹門分絶。今経本門"顕*^" 頭、本「今経、寿量品"現前"%("是■此本尊、乃至八品"現前"%("如此

後 略

大平先生の言われる「この状況」とは右の如く、他のすべての帖では目次の後に本文が書かれているところ、

第五帖に限ってはいきなり第一紙に本文が置かれ、それに続けて第二紙目に目次が置かれている状況をいう。し 第二紙の目次を間に挟んで、第一紙と第三紙の文章は連続しているのである。いかに本抄が草稿であった

とはいえ、この状況はあまりにも不自然で違和感をおぼえざるを得ない。 はたしてこれが本抄執筆当初からのことであったのか。この点、索引の便を考慮し十三帖分の目次を一括した。

五帖に関してもはじめに目次を置き、それに続けて本文が書かれているのである。

本門三ケ大事

十界当体本尊事

「私新抄」(真蹟)に関する覚書(平鳥盛龍)

見聞新抄五

『宗全』本からは原形をうかがうことができない。そこで承師本を確認したところ次の如く、他の帖と同様に第

一 紙 ヲ゚

第一

於本尊具能開所開事

於本尊具本迹事

本尊具十界,事

名体宗用教南無妙法運花経事

円宗本尊一体三宝事

約三世論本尊事

付本專分別待絶二妙,事

開迹顕本時本尊与行者一体事

本尊利生国三世,可云耶

正像末本尊実体各別"有之耶

不動愛染梵字事 於本尊論能開所開 | 耶

本門三ケ大事

(第二紙ヲ)

一本門本尊 二本門戒壇 三事行妙法運花経

口伝云本門本尊者本門寿量品南無妙法越花経是也 本門戒壇者宝塔品已下虚空会者本地久遠,国土

间

ゥ

妙。與生是成壇也此砌。至久遠釈尊多宝大日ミタ薬師

·····(i) 釈尊口唱`事行南無妙経"在世滅後,一切衆生"顕露"勧為 略) -----(i) ゥ

是事行南無妙法運花経是也***

十界当体本尊**事

口伝云本門本尊者南無妙経妙法"者五重玄々々々者摂三

世十方仏菩薩一切衆生依正万法 依正 万法雖広 不過

十界三千,依正;如此,万法惣名,首題"円満",十界悉本地

正体-判"此意+*^>然"廃迹顕、本,今経、寿量品乃至八品 快楽自在也善悪凡聖菩薩仏一切不出法性正指実相以為 同

現前、谷、「如此、本尊、爾前迹門分絶"今経本門"類等公"

あろう。脱文など、原本の内容が不自然と思われたところについて承師は、「御本ノマ、」などと書込を残して たとはおよそ考え難い。或いは訳あってもしそうする必要があったのであれば、承師はその旨を注記したことで いるからである。したがってそうした注記がないとなれば、この第五帖の目次に関しても前記錯簡の事案と同様、 先述の如く、真蹟原本を正確に転写することを心懸けた承師が、第五帖に限って目次の位置を意図的に改変し

ゥ

(第三紙ヲ)

卷三九一頁六行目の「内証次第〇」(真蹟第二十三紙)の下に、三九二頁七行目「下種相続」から三九三頁九行目 き第二十四紙と第二十五紙が明らかに入れ代わっている。すなわち『宗全』本でその錯簡の様子を示せば、第八 真蹟の修復時に誤ってもとの位置とは違うところに綴じられてしまった可能性がきわめて高いと考えられよう。 「血脈上行」までの一紙(第二十五紙)が誤って綴じられているのである。しかしながら今は、煩瑣の故にそれを ところで、もう一つの錯簡は第十三帖にあり、承師本や『宗全』本をもとに真蹟を検したところ、本来あるべ

四、おわりに

指摘するにとどめる。

()に記した。

い。なお、そのほとんどは本文の中で論及したことであるが、註の中で言及したことについては、その旨を 最後に、このたびの調査によって私に知り得た新たな事実と、そこから考えられたことについて纏めておきた

- 1、本抄の第三、七、八、九、十、十二、十三の各帖で、目次が書かれた料紙の右端中程にやや小さな文字で 「見」の文字の書込が確認される。(註6)
- 2、本抄に「主師親御書」(異称 釈尊三徳抄)の引用が新たに確認された。
- **3、管見では、本抄真蹟には脱文が五箇所確認される。これは、当該箇所が推敲の途中であったことを示して** 書されたものが存在した形跡はなく、また「止観見聞」に本抄が引用されていること、つまり隆師自身が おり、本抄が草稿の段階にあったことを裏付ける証左の一つとみることができる。但し、草稿とは別に清

本抄を一つの著述とみなしていたことなどからして、定稿にまでは至っていないものの、本抄を〝草稿

4、このたび調査対象となった本抄をはじめとする本能寺格護の御聖教類の修復は、享保九年頃に本能寺第四

- とみなすことにはなお問題が存する。
- 十世日仁師によってなされたものと考えられる。
- 5、承師本は真蹟を底本とするもので、きわめて精度の高い稀覯書である。

6、『宗全』が底本とした諸写本は、真蹟を写したものではなく、既存の写本の転写本であると考えられる。

2

- 7、私見では、本抄の現存真蹟には錯簡が三箇所確認される。それらは、少なくとも承師本や『宗全』が底本 この点、本抄の伝来にかかわる一齣として記し置きたい。 とした写本の原本が作成された時にはなかったもので、おそらくは前述の本抄修復時のものと思われる。
- 8 目仁師の『御聖教目録』によれば、本抄の写本には稀覯書である広本 (十三帖本) のほかに略本 (三巻
- れていないことながら、その後の調査により、「本興寺寺宝目録」(三十五頁)に記載する「私新記」二 本)が存在し、古来よりその刪略本が転写され世間に流伝していたという。その事実は今日ほとんど知ら
- **冊」が、それの一本であることが判明した。なお、これについては近刊の『興隆学林紀要』第二十号に寄**

稿の川意がある。(註22)

斜

- (1) 昭和六二年二月、法華宗大本山本能寺発行
- (2)【桂林学叢』第四号所収(昭和三八年五月、法華宗宗務院発行)
- (3)『桂林学叢』第一四号所収(平成元年三月、法華宗宗務院発行)

(4)『與隆学林紀要』第一三号所収(平成二五年三月、学校法人法華学園・興隆学林専門学校発行)

- (5) 一六頁
- (6)管見では、第三、七、八、九、十、十二、十三の各帖に「見」の文字が確認される。
- (7) 大平宏龍「「私新抄」新考」(『興隆学林紀要」第一三号所収)
- (8) この点、大本山本興寺第二十八世日顕師によって修復された同寺格護の御聖教には末尾に修復の日付等が識され
- (9)『本能寺文書・什宝等目録』「序」参照
- (10)私は紙質の見極めなどについて何の知識も持ち合わせていない全くの素人ながら、たとえば『私新抄』に関して どから、ある程度の紙質が確認できる。また原本が大きく破損している『他宝抄』等では、逆に裏打ちの用紙がどう いう紙質のものかが見てとれる。 いえば、裏打ちに使われた料紙の天地の余白および各帖の現表紙と本文の間にはさまれている一枚の白紙(遊紙)な
- (11) 但し、「強仁上人御返事(写)」の奥書には「享保十年乙巳年十一月十七日」とあり、必ずしも同時に修復がなさ れたということでもないようである。
- (12) 日顕師の御聖教修復事業については、大平宏龍「本興寺二十八世日顕上人の御聖教修復事業について」(『宗門史 談』創刊号所収、昭和四八年、法華宗宗門史編纂委員会)に詳しい。

- (13)『両山歴譜(日心本)』(『本能寺史料』古記録編』五八八~五八九頁、平成一四年、思文閣出版)には、 能寺本堂大修復のことは紹介するが、御聖教類の修復については記録がない(同五九八頁)。 よる御聖教修復事業を大きく取り上げている。他方、日仁師については細草檀林の能化であったことや享保九年の本
- (4)但し、本抄の転写は承師一人によるものではなく、承師を含む複数人の作業であったことが確認される。 承師の筆跡に関しては株橋祐史所長先生の御教示を頂戴した。
- (5) その他、「穢土」→「ヱ土」、「提婆」→「提八」、「秘密」→「ヒ密」、「陀羅尼」→「タラニ」、「遮那」→「サナ」、 ろ、承師本はこれも原本に忠実に転写している。如上以て承師本の精度の高さを知るべきであろう。 はすべて漢字表記となっている。また本抄中、「弥勒」の漢字表記は第九帖第十四紙に一回だけ使用されているとこ 「修多羅」→「スタラ」、「可秘之」→「可ヒ之」等。承師本はこれらをほぼ正確に転写している。他方、「宗全」本で
- (17)第一帖第六紙。ちなみに真蹟全体を通して「磯主」の表記は一箇所であり、その他はすべて「ヱ土」となってい (16)立正大学日蓮教学研究所編纂『日蓮宗宗学全書』第八卷所収(昭和四三年一一月第二版、山喜房仏書林発行)
- (18)立正大学日蓮教学研究所編纂『昭和定本日蓮聖人遺文』四五頁(昭和五一年一○月第四刷、総本山身延山久遠寺 発行、以下 [定本遺文])
- (19)『宗全』本が底本とした本能寺蔵写本や光長寺蔵写本に関しては未調査である。しかしながら、『宗全』本には真 られよう。なお、「宗全」本の底本については註(22)参照。 **蹟原本の注記がその通り書かれている箇所もある故、当該箇所の場合、底本とした写本に注記がなかったものと考え**
- (20)【桂林学叢】第九号所収(昭和五一年七月)

「私新抄」(真蹟) に関する覚書 (平島盛龍)

(幻)大平宏龍「「本尊抄」と「小乗小仏要文」」〈付記〉参照(大平宏龍『日蓮遺文の思想的研究」所収、令和四年、東 **| 力出版)。なお、前掲「『私新抄』新考」(平成二五年三月)に本抄所引の御書を列挙するが、『主師親御書』(釈尊三**

徳抄)はあげられていない。

(22)『宗全』第八卷の『例言』には、翻刻に使用した底本に関し次の記述が見られる。

を経たりと称し同山より提供せられたる古写本並に閥宮光長寺五十六世日諒師の謄写に係る写本その他古今の 私新抄正本は京都本能寺に在り、而も門外不出の山規あるを以て親しく正本対照の便を得す。乃ち正本と対照

写本三種を対照して此稿を定む。

この例言によると、本能寺格護の真蹟が門外不出であることから、代わりに同寺から提供された古写本(『本能寺文 **黙して定稿としたということである。しかしながら、刊本からうかがえる翻刻の精度からして、それらの底本はおそ** 書・什宝等目録』論疏番号九九の写本か)と、光長寺第五十六世日諒師(一八五五~一九一六)の写本(ただし、 としての価値は他に類をみないものと評価することができよう。なお日仁師の『目録』に、 して、翻刻の精度に問題があるのも致し方ないことといえよう。他方、承師本は真蹟を底本とするものであり、写本 らくは既存の写本の転写本であることが推測される。もっとも、真蹟を閲覧することが極めて困難な当時の状況から [光長寺寺寶集](平成二七年四月、大本山光長寺発行)に同写本は紹介されていない)およびその他の写本三種を対

此、承師、略本歟尼崎、本、巻数不は多覚く。尚、旧年、夏難ら計。可有考勘也《後日云勧・或人」合い、奇。附不足之両 此,十三帖之広本之写本,希。也当寺"此,写本有"而"一二三,両卷不足也惜哉依5之何",人,第"云立"不。知"後代 達筆之師可」有. 發足. 者也急務繁多 "^*不」達. 共志 "而已古来 "" 二卷 "略本之私新抄多 "流伝 "。"也予取持"二卷也

とある如く、本抄の写本には稀覯本である広本(十三帖本)のほかに古来より多く世間に流伝する略本(二巻本)が なお特記すべきことは、日仁師も所持していた「承師'・略本歟」(二巻本)と推測されている刪略本についてであり、 存在していたという。そこで本能寺に伝わる写本に関しては第十二・十三帖が欠本のため筆者も不明であったが、後 に「或人」の寄進で全帖が整足したという。『宗全』が底本としたのは恐らくこの写本であったと推察される。

うかは今のところ予断を許さない。 本であることが新たに判明した。これについては稿を改めて報告する予定であるが、原本の撰者が承師であったかど 後日(令和四年一一月二八日)調査の結果、『本興寺寺宝目録』(二五頁)に「私新記 二冊」とあるのが、それの一

- (23)大平宏龍「「私新抄」新考」(「興隆学林紀要」第一三号所収)
- (24)本稿が取り上げたところ以外では、第二帖第三十三紙、第五帖第八紙、第六帖下第十一紙等にも脱文が確認され を指摘している。 る。なお、第五帖第八紙には法華経と釈尊・地涌との能所の関係を論じたあとに「蓮師云」とあってその続きが脱文 となっているが、承師本は当該箇所に「御本ノマ、」と注記している。また、「宗全」本は各頭注に脱文であること
- (25)但し、承師本は見せ消ちまでをも転写するものではない。
- (26)【宗全】第八卷五十七、五十九頁
- (27) 大平宏龍「『私新抄』新考」註(10)
- (28) これは承師本との対照の便を考慮し仮に付した紙数である。以下同。真蹟は表紙のあとに白紙の一紙と「十三帖 内第五」と他筆で書かれた一紙が置かれている故、実際は第三紙目となる。
- (29)[宗全]第八卷の「例言」に「一、目次は原本毎巻の初めに在り、今索引の便を計り之を一括して巻首に掲く」と
- (30)この紙数は真蹟との対照の便を考慮し、承師本第五帖に関して仮に付したものである。また、草稿であったため か真蹟の目次は整然と並んでいないところ、承師は本文を参考にこれの順序を整えている。
- (31) 註(24)。なお、第五帖および「御本ノマ、」の注記が承師の筆跡である旨、株橋所長先生の御教示を頂戴した。
- (32)この点、大平宏龍「『私新抄』新考」に詳細な検討がなされている。
- (3) 本興寺第二十八世日顕師は、同寺に伝わる御聖教修復を発願した経緯について、

『私新抄』(真蹟)に関する覚書(平島盛龍)

於混部帙改御真筆与代筆令校合之且亦依馮本末僧賴之助成令裹打修覆之為後代目録一帖極置之耳至週代無散失 隆師御聖教卷部為雑乱続目為離散成一紙二紙等依之悲歎余于身心依塔頭衆徒学室僧侶之助力続於差脱之紙軸分

について」註(5)には、信隆日秀師の「両山歴謝書写継稿」を引き、綴本がそうした状況にあったことを紹介してい もできたのではなかろうか。 であったとしても日顕師の場合と同様、修復時に本能寺に伝わる写本と校合することで錯簡を訂し正しく製本すること る。そうすると、本能寺に伝わる本抄に関しても同様に経年による痛みがあったであろうから、修復以前にすでに錯簡 り各帖が雑乱した状態にあったことが想像される。この点、前掲大平宏龍「本興寺二十八世日顕上人の御聖教修復事業 と識している。これは特に卷子本の保存状態を示す内容のようであるが、綴本に関しても綴じ糸が切れる等の事情によ があったことも可能性としては考えられよう。しかしながら、そうした記録はどこにも残されていないし、かりにそう 可被相勤者也 願主日顕」(「四帖抄」第四奥書、「法華宗全書 日隆1」五三一~五三二頁)

〈キーワード〉私新抄

御聖教修復 承師本 脱文

(付記)

このたびの調査に際し御聖教閲覧の許可を下さった大本山本能寺御貫首桃井日英猊下に対し甚深の謝意を表します。ま 本稿は、令和四年九月八日に法華宗教学研究所総会で発表した内容を補訂したものである。

た、本稿に写真を掲載することにつき御当局の許可を頂戴できた。記して謝意を表します。

承師写本の筆跡に関し慰切に御教示を頂いた。記して御礼を申し上げます。 教学研究所前所長大平宏龍先生よりは、錯簡の扱い等につき貴重な御助言を頂戴した。また、現所長株橋祐史先生には